

KIDS★NEWS

6
月号

運営法人★NPO法人シャーロックホームズ

主任★高橋 悠 副主任★毛利 君江・中村 和寛

TEL&FAX★045-383-3123 MOBILE★070-6468-3833

ホームページ★<http://sherlock.jp/kamisugeta/>

【重要】利用区分2に登録している保護者の皆様へ

キッズクラブで使用する上履きについて

お子さんの学年及び学級により、キッズクラブ専用の上履きが必要となる場合と不要となる場合があります。

- (1) 1年、2年、6年、個別支援級：キッズクラブ専用の上履きを使用します。
- (2) 3年、4年、5年：学校用の上履きを兼用して使用します。

利用自粛について

ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方以外の保護者の皆様には、今一度、利用の必要性をご検討いただき、ご家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくよう、改めてお願いいたします。

利用料について

(1) 利用料（月額：5,000円）の取り扱い

利用区分②の利用料は、利用の有無に係わらず利用区分2に登録することにより利用料がかかります。

※利用の自粛等により、利用料の支払いがお済みでない方は、ご準備をお願いいたします。

※利用区分②から利用区分①への変更手続きは、キッズクラブへお申し出ください。

(2) 利用料相当額の返還

4月8日から5月31日までの期間中、キッズクラブの利用を控えた方の利用料については、国の財政支援に沿って、後日、日割りの利用料相当額を返還いたします。ただし、まだ上限額や対象範囲等の詳細は示されていないので、詳細が判明しましたら、改めてお知らせいたします。

(3) 支払方法の変更

5月分より、利用料の支払い方法を、先払いから後払いに変更いたしました。

※当月分を31日から翌月10日まで*にお支払いください。

※3月分に限り3月31日まで。

おやつ代について

(1) おやつ代（日額：100円）の取り扱い

4月8日から4月30日までの期間中、キッズクラブの利用を控えた方のおやつ代については、おやつ食材の仕入れの都合により、返金いたしません。ただし、5月分以降のおやつ代として繰り越しして充当いたします。

(2) 支払方法の変更

5月分より、おやつ代の支払い方法を、先払いから後払いに変更いたしました。

※毎月1日から31日までのおやつ代を、31日から翌月10日まで*にお支払いください。

※3月分に限り3月31日まで。